

第8回

(平成28年8月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 平成28年8月10日(水) 午前9時半から午前10時

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第31号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第32号案 農地法第4条の規定による許可申請について

議第33号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第34号案 非農地証明願いに対する認定について

議第35号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 高波昌一・農地係 久保田文子

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、2番・3番委員を指名します。諸事報告がありましたら報告をお願いします。

議長 議事に入ります。それでは、議第31号案農地法第3条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第31号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、6番委員より調査報告をお願いします。

6番 (調査番号1) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力3人)です。成牛4子牛3頭経営面積250aのうち田250aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):500

m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反30万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターコンバイン田植機他。8番（取得農地の利用計画）：牧草。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番について、6番委員より調査報告をお願いします。

6番 （調査番号2）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力3人）です。成牛4子牛3頭経営面積250aのうち田250aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作人同意）：問題なし。4番（貸付地）：該当なし。5番（取得価格）：反30万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターコンバイン田植機他。8番（取得農地の利用計画）：牧草。9番（周辺地域との関係）：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。議第32号案農地法第4条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第32号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、10番委員より調査報告をお願いします。

10番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用倉庫です。施設の概要は53㎡です。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。2番（着工時期）：平成26年10月無断転用のため始末書あり。3番（資金調達）：借入金。4番（建面積割合）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）：問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について、10番委員より調査報告をお願いします。

10番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は61.31㎡です。4条調査項目により報告します。1番(農地区別):第2種農地。2番(着工時期):昭和56年ごろ無断転用のため始末書あり。3番(資金調達):済。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生):問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号3番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設です。施設の概要は畜舎堆肥舎です。4条調査項目により報告します。1番(農地区別):第2種農地。2番(着工時期):一部は平成13年無断転用のため始末書あり。3番(資金調達):自己資金。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生):問題なし。7番(転用措置):ブロックが設置済み。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。次に調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。次に議第33号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第33号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。施設の概要は314㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第2種農地。2番(着工時期):許可後。3番(資金調達):支払済。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生):問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農地用区域外。11番(取得価格):130万円 以上、報告終わります。

- 議長 調査番号2番について、9番委員より調査報告をお願いします。
- 9番 (調査番号2) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は149.25㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):1種農地。2番(着工時期):許可後。3番(資金調達):借入金。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生):問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農地用区域外。11番(取得価格):300万円以上、報告終わります。
- 議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。
- 6番 調査番号1について、譲受人の職種は何ですか。
- 5番 建築業大工さんです。隣接地は譲受人所有地です。
- 議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員:挙手)
- 議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全委員:挙手)
- 議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。次に議第34号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。
- 事務局 議第34号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)
- 議長 調査番号1番について木上地区の方で現場確認をされましたので報告をお願いします。
- 6番 申請人申請物件利用状況すべて記載のとおりです。木上地区の委員3人で現地調査を行いました。上段の件は現況に鑑み非農地にしてもいいのではないかと意見の一致をみた。下段の分は、現状では駐車場化しており、無断転用を解消すべきではないかという結論です。
- 2番 無断転用については、農業委員がそれぞれ注意していく必要があるが、今までどのような指導があったのか。
- 事務局 錦町では無断転用は数値としては上がっていない。実際の運用では、無断転用は、原形復旧であったり多面的交付金等の補助金返還になる。
- 6番 共有は持分のみの申請となるのか。
- 事務局 申請人以外の方の分も受付している。現状が非農地かどうかの判断。
- 議長 調査番号1の上段については非農地と決定します。下段は、認定しません。次に議第35号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。
- 事務局 議第35号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)

- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 農用地利用集積計画（平成28年8月3日付け：球錦農林第5963号）の諮問があり、今回は所有権移転1件、利用権の再設定が5件、新規が1件です。
（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）
以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である
- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
 - ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である
イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。
（全委員：質疑なし）
- 議 長 質疑がないので、採決します。議第35号案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全委員：挙手）
- 議 長 全委員、賛成ですので、議第35号案については原案のとおり決定します。次に報告第7号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。
- 議 長 事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第10号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
- 議 長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号1は、7番委員と9番委員でお願いします。一武地区最適化推進委員の早田委員もお願いします。
- 議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しましたので、平成28年第8回総会を閉会します。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年8月10日

農業委員会会長

2番 農業委員

3番 農業委員
